

令和 6 年度 1 0 月期恵庭市営住宅入居募集結果について

1. 募集住戸及び申込み結果

【新規募集】

番号	団地名	形式	単身 入居	建物 階層	エレ ベーター	家賃(円)	建設 年度
1	桜町団地 2号棟 205号	3LDK	不可	4階建 2階	×	21,200～ 41,600	H4
2	桜町団地 4号棟 305号	3LDK	不可	4階建 3階	×	21,900～ 42,900	H8
3	桜町団地 6号棟 302号	3LDK	不可	3階建 3階	×	22,200～ 43,500	H11
4	桜町団地 11号棟 404号	2DK	可	4階建 4階	×	15,600～ 30,700	H4
5	旭団地 3号棟 305号	3DK	可	5階建 3階	×	16,500～ 32,400	S53
6	旭団地 5号棟 204号	3DK	可	4階建 2階	×	15,600～ 30,600	S53
7	寿第一団地 1号棟 404号	3DK	可	5階建 4階	×	15,500～ 30,400	S55
8	恵中央団地 4号棟 205号	3LDK	不可	5階建 2階	○	25,600～ 50,200	H20

【住替え募集】

番号	団地名	形式	単身 入居	建物 階層	エレ ベーター	家賃(円)	建設 年度
9	恵中央団地 4号棟 201号	2LDK	不可	5階建 2階	○	21,600～ 42,400	H20
10	恵中央団地 4号棟 405号	3LDK	不可	5階建 4階	○	25,600～ 50,200	H20

※番号 6, 8 は高齢者世帯等向け住宅

【高齢者世帯等向け住宅】

- ・世帯全員が 60 歳以上
- ・60 歳以上の者及び次のいずれかに該当する者のみで入居しようとする世帯
配偶者（内縁関係の配偶者を含む）、18 歳未満の者、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかを所持している者、障害年金を受給している者
- ・階段の昇降や歩行が困難であり、次のいずれかに該当する者がいる世帯
身体障害者手帳 3 級以上の者
（下肢、体幹、乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能）
医師の診断により、階段昇降が生活に支障があることを記載した診断書がある者

2. 周知方法

- ① 10 月 1 日号「広報えにわ」の住宅情報にて掲載し周知しました。
 - ② 入居募集用予告ポスターを作成し、市役所本庁、島松支所、恵み野出張所に掲示しました。また、ポスターと共に、申請書及び案内書を配布しました。
 - ③ 恵庭市ホームページに掲載しました。
- （②及び③の周知期間は、令和 6 年 9 月 25 日（水）～受付終了日まで）

3. 受付期間 **【新規募集】**
令和6年10月4日（金）～10月10日（木）※土日祝日を除く
午前9時から午後5時15分まで
※事前に申し出があった場合は午後7時まで可
【住替え募集】
令和6年10月11日（金）～10月17日（木）※土日祝日を除く
午前9時から午後5時15分まで
※事前に申し出があった場合は午後7時まで可
4. 受付場所 市役所第2庁舎 3階 市営住宅課窓口
5. HARP 申請 収入申告と同様に独自の電子申請プラットフォームを作成し、インターネットでの受付を開始（新規募集のみ）し、受付期間中の土日祝日を含む24時間受付。
6. 抽選日時 令和6年10月31日（金）午前10時～
7. 抽選会場 市役所第2庁舎2階 大会議室
8. 入 居 日 令和6年12月1日（日）※11月29日（金）より鍵受け渡し
9. 入居資格 **【新規募集】**
現に住宅に困窮していることが明らかな方、市内に住所又は勤務場所を有する者であること、等
【住替え募集】
現在恵庭市営住宅に居住されている方のうち、加齢及び病気等により日常生活に身体の機能上制限を受け移動等に配慮した住宅を希望する方で、入居者又は同居者が次のいずれかに該当する世帯
・身体障害者手帳3級以上の者（下肢、体幹、乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能））
・医師の診断により、階段昇降が生活に支障があることを記載した診断書がある者
※次のいずれかに該当する方については対象外
・移転対象者（柏陽団地、寿第二・第三団地、若草団地入居者）
・エレベーター付住宅入居者（恵中央団地、寿第一団地3号棟入居者）
・1階に入居している者（車いす等によりバリアフリー化住宅であることが必要不可欠である方を除く）

10. 抽選立会 下記の順番で公開抽選会の立会いを行っています。
令和6年度10月期公開抽選会（10月31日）の立会人として、掛水委員
にお越しいただきました。

順番	氏 名	順番	氏 名
1 番	掛 水 美枝子	4 番	佐 藤 美代子
2 番	北 澤 征 夫	5 番	上 森 裕 子
3 番	後 藤 美 江	6 番	木 下 允

11. 受付者数（新規募集）

	窓 口 受 付	電 子 申 請	合 計
10月4日	10	2	12
10月5日	0	2	2
10月6日	0	3	3
10月7日	4	1	5
10月8日	5	1	6
10月9日	1	0	1
10月10日	6	1	7
合 計	26	10	36
取下げ	△3	0	△3
却下	△4	△2	△6
総 計	19	8	27

12. 高齢者世帯等向け住宅 【恵央4-205号】 申込16件（うち却下3件）
抽選玉数34（抽選玉1つあたり当選確率 2.9%）
【旭5-204号】 申込11件（うち取下げ2件、却下2件）
抽選玉数17（抽選玉1つあたり当選確率 5.9%）

13. 住替え募集 募集2戸に対し、申込3件（㊸0件、㊸3件、うち1件取り下げ）
抽選玉数6（抽選玉1つあたり当選確率 16.7%）
（参考：相談件数6件、うち申込3件）

14. 抽選結果 新規募集8戸のうち5戸、住替え募集2戸のうち1戸の入居が決定。
※未決定住戸の詳細については協議事項を参照。
15. 電子申請について 申込の29.6%が電子申請であり、一定の需要があること及び
申込者の利便性向上に寄与したものと思われることから、今後も
継続する。
16. 住替え専用住戸募集について 申込件数2件であり、未決定住戸も発生したことから
需要は少ないと判断し、当面は募集を行わない。
※要件を満たす入居者は新規募集に応募可能。

受付推移

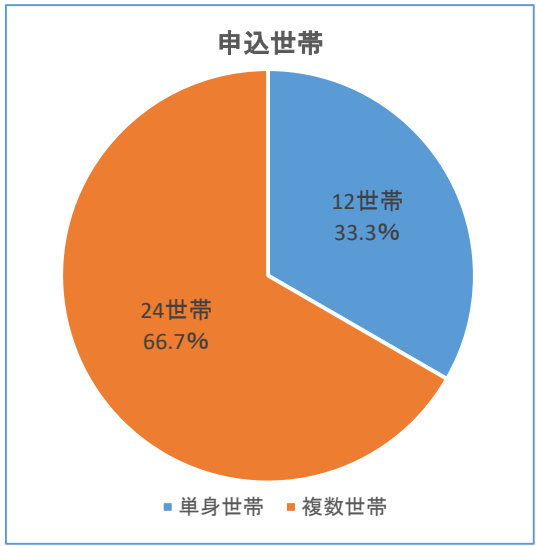
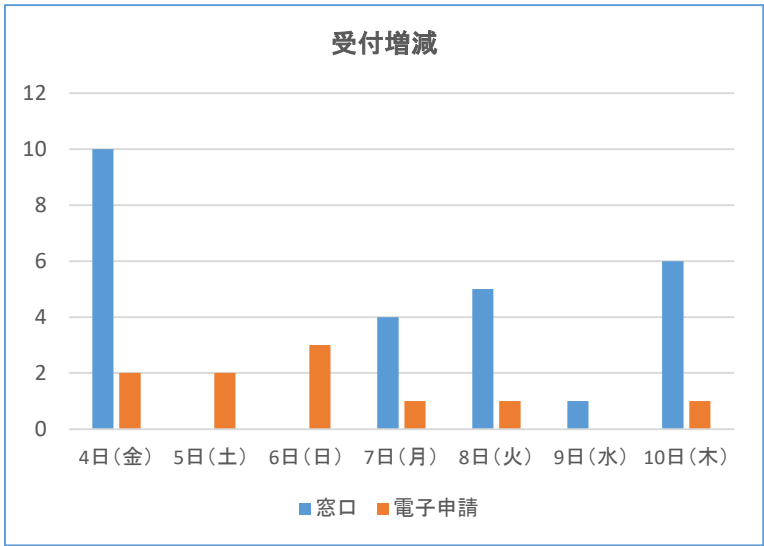
		受付期間							現時点
		4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	18日(金)
窓口	完了	6	6	6	10	15	17	20	22
	不備	4	4	4	4	4	3	6	4
電子申請	完了	2	4	6	6	6	9	9	9
	不備			1	2	3		1	1
合計		12	14	17	22	28	29	36	36

申込状況

No.	団地	号棟	号室	形式	種別	単身	エレベーター	オール電化	第一選択	第二選択	取下見込	却下見込	申込見込	倍率見込
1	恵央	4	205	3LDK	高齢者		○	○	15	1		△ 3	13	13.0倍
2	桜町	2	205	3LDK	一般				5	4		△ 1	8	8.0倍
3	桜町	4	305	3LDK	一般					2			2	2.0倍
4	桜町	6	302	3LDK	一般				1	2			3	3.0倍
5	桜町	11	404	2DK	一般	○			2		△ 1		1	1.0倍
6	旭	3	305	3DK	一般	○			2	4	△ 2	△ 2	2	2.0倍
7	旭	5	204	3DK	高齢者	○			10	1	△ 2	△ 2	7	7.0倍
8	寿第一	1	404	3DK	一般	○			1	1	△ 1		1	1.0倍
合計						4	1	1	36	15	△ 6	△ 8	37	4.6倍

*1 住戸に対する人の倍率(抽選確率優遇により個人差あり)

一般住宅 2.8倍
 高齢者特目 10.0倍
 単身向け 2.8倍
 複数向け 6.5倍



収入分位

一般		裁量	
分位	世帯	分位	世帯
1	6	1	26
2		2	
3		3	1
4		4	
5		5	
6		6	
7		7	
8	1	8	
		未定	2

令和6年10月期 恵庭市営住宅入居者募集のお知らせ

1. 申し込みについて

(1) 受付日時

令和6年10月4日(金)～10月10日(木) ※土日祝日を除く

受付時間 9:00～17:15 ※事前に申し出があった場合は19:00まで可

(2) 受付場所

〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市役所第2庁舎3階

恵庭市建設部市営住宅課 窓口

(3) インターネット申請

インターネット申請を希望する方は、次のURLまたはQRコードから申し込みができます。画面の案内に従って必要事項を入力、添付書類をアップロードしてください。

インターネット申請は受付期間中、土日祝日を含む24時間受付いたします。

单身の方は(入居者用)のみ、複数世帯の方は(入居者用)と(同居者用)それぞれ申請してください。

(入居者用)【URL】 <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=A71Aq7oW>

(同居者用)【URL】 <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=gVO3qgII>

(入居者用)



(同居者用)



QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です

(4) 問い合わせ先

恵庭市建設部市営住宅課

TEL 0123-33-3131(内線2541-2543)

(5) 申し込み資格

【共通】

次の要件をすべて満たす方

- ・現に住宅に困窮している。※持ち家がある場合は申込不可
- ・恵庭市内に住所または勤務場所がある。
- ・条例に定める収入基準に合致する。
- ・申込者及び同居者全員に市税(市・道民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税)に滞納がない。
- ・申込者及び同居者が暴力団員でない。

【同居者あり(複数名)の場合】

共通の要件に加え、現に同居し、又は同居しようとする親族のある方

※婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予定がある者を含む

【同居者なし(単身者)の場合】

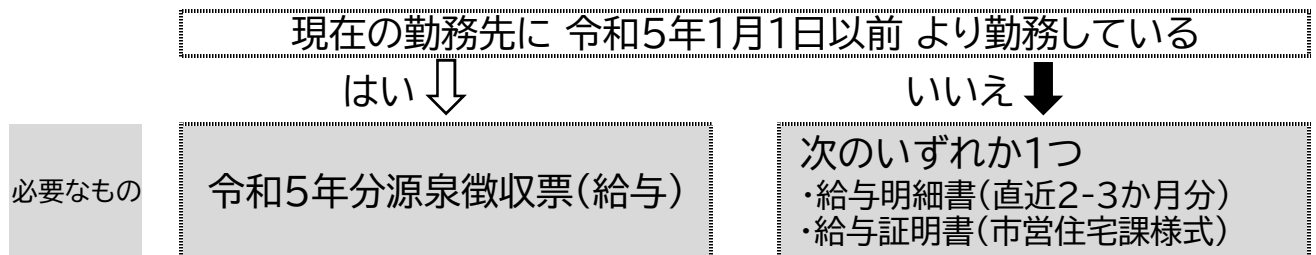
共通の要件に加え、単身の方で次のいずれかに該当する方

- ・申し込み時点の年齢が60歳以上である。
- ・生活保護を受給している。
- ・身体障害者手帳1級から4級、療育手帳A又はB、精神障害者保健福祉手帳1級から3級を所持している。

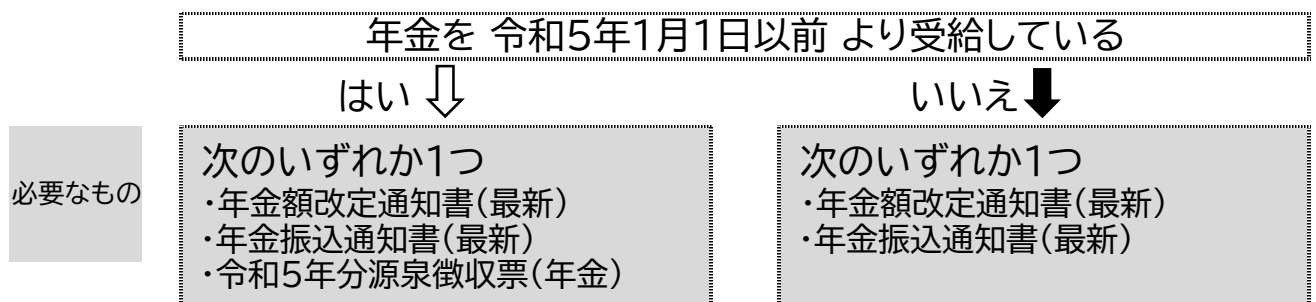
(6) 申し込みに必要なもの

① 収入を証明するもの(収入が当てはまるものすべて)

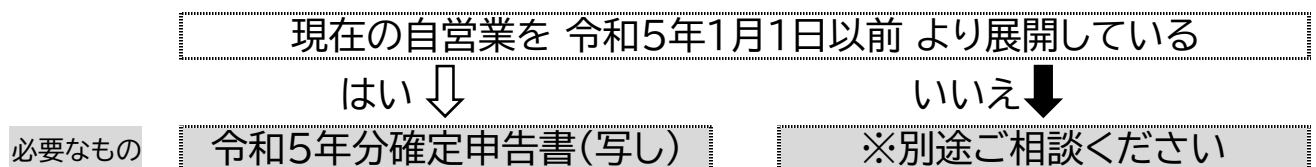
【給与収入がある場合】



【年金収入がある場合】



【営業所得がある場合】



【生活保護を受給している場合】

生活保護受給証明書(恵庭市保健福祉部福祉課にて発行可能)

【現在無職の場合(15歳未満又は学生を除く)】

無職無収入申立書(市営住宅課様式)

【現在の勤務先を令和6年10月に退職する場合】

退職を証明する書類(離職票、令和6年分源泉徴収票等)

※(市営住宅課様式)と記載のある書類は、市営住宅課窓口又は市ホームページよりダウンロード可能

② 抽選カード(過去に入居申し込み歴がある場合)

(7) 留意事項

- ・入居申込書に記載のない方は、同居できません。
- ・申込内容に偽りがあることが判明した場合は、失格となる場合があります。

2. 抽選会について

応募多数となった部屋については、抽選により入居者を決定します。

(1) 抽選日時

令和6年10月31日(木)10:00～(任意参加)

(2) 抽選会場

恵庭市役所第2庁舎2階 大会議室

(3) 抽選結果

当選された方へのみ、抽選会当日の正午頃までに個別にご連絡いたします。

落選された方への個別連絡はいたしませんので、予めご了承ください。

また、当選番号を市営住宅課窓口及び市ホームページへも掲載いたします。

3. 募集する住宅について

入居可能日:令和6年12月1日(日)

番号	団地名	形式	単身 入居	建物 階層	エレ ベータ	家賃(円)	建設 年度
1	恵 央 団 地 4号棟205号	3LDK	不可	5階建 2階	○	25,600～50,200	H20
2	桜 町 団 地 2号棟205号	3LDK	不可	4階建 2階	×	21,200～41,600	H4
3	桜 町 団 地 4号棟305号	3LDK	不可	4階建 3階	×	21,900～42,900	H8
4	桜 町 団 地 6号棟302号	3LDK	不可	3階建 3階	×	22,200～43,500	H11
5	桜 町 団 地 11号棟404号	2DK	可	4階建 4階	×	15,600～30,700	H4
6	旭 団 地 3号棟305号	3DK	可	5階建 3階	×	16,500～32,400	S53
7	旭 団 地 5号棟204号	3DK	可	4階建 2階	×	15,600～30,600	S53
8	寿 第 一 団 地 1号棟404号	3DK	可	5階建 4階	×	15,500～30,400	S55

※高齢者等向け住宅

※高齢者等向け住宅

【注意】

- ・世帯人数が2人以上の方のみ、3LDKに申し込み可能です。
- ・入居される方の所得に応じ、家賃変動がございます(表中の金額は目安)。
- ・番号1(恵央団地)はオール電化住宅です。
- ・番号1, 7は、高齢者等世帯向け住宅です。

【高齢者等世帯向け住宅】

以下のいずれかに当てはまる世帯のみ申し込みができます。

- ・世帯全員が60歳以上
- ・60歳以上の者及び次のいずれかに該当する者のみで入居しようとする世帯
配偶者(内縁関係の配偶者を含む)、18歳未満の者、身体障害者手帳・精神障害者
保健福祉手帳・療育手帳のいずれかを所持している者、障害年金を受給している者
- ・階段の昇降や歩行が困難であり、次のいずれかに該当する者がいる世帯
身体障害者手帳3級以上の者
(下肢、体幹、乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能))
医師の診断により、階段昇降が生活に支障があることを記載した診断書がある者

4. 購入及びリース契約について

生活に必要な物は入居者自らが購入及びリース契約をする必要があります。
リース料は団地(契約業者)により異なりますが、月額約1,600～2,500円です。

【恵央団地】

購 入:照明器具、IHコンロ、カーテンレール、カーテン等
リース:無し

【桜町団地】

購 入:照明器具、FFストーブ、灯油タンク、カーテンレール、カーテン等
リース:ガス給湯器、浴槽(2Kタイプは既設)、ガス警報器

【旭団地】

購 入:照明器具、湯沸かし器、FFストーブ、灯油タンク、カーテンレール、カーテン等
リース:ガス風呂釜、浴槽、ガス警報器

【寿第一団地】

購 入:照明器具、湯沸かし器、FFストーブ、灯油タンク、カーテンレール、カーテン等
リース:ガス風呂釜、浴槽、ガス警報器

5. その他基本事項

(1) 市営住宅の性質について

市営住宅は税金により運営及び管理されています。また、共同住宅であることから、ルールやマナー、モラルを守り、周りに気を配りながら生活する必要があります。

(2) 敷金について

入居される方は、令和6年11月15日(金)までに敷金を支払う必要があります。
尚、敷金は家賃の2か月分となります。

(3) 駐車場の使用について

入居者又は同居者が使用する車両について、駐車場を利用することができます。
駐車場使用料は1台につき2,500円です。また、駐車場に空きがある場合、2台目以降の申請も可能です。

(4) 共益費について

家賃のほか、別途共益費(階段や廊下の共用部電気代、蛍光灯代等)が徴収されます。
また、敷地内の草刈及び除雪代を徴収している団地もあります。

(5) 管理人について

3階建て以上の市営住宅には管理人が配置されています。管理人は、入居者の中から話し合い等により決められます。尚、管理人を担う義務は、入居者全員にあります。
管理人の主な業務は共益費の集金、共用部電灯の交換等です。

(6) ペットの飼育について

他の入居者の迷惑となることから、犬・猫等ペットの飼育はできません。飼育が発覚した場合は、迷惑行為とみなし、退去いただく場合があります。

(7) 町内会の加入について

入居後、町内会役員が住宅を訪問し、町内会の説明をすることがあります。尚、町内会への加入についてはご本人の判断にお任せしております。

(8) 住宅修繕について

募集住宅は新築住宅ではありません。生活に支障をきたさない程度の修繕内容となっており、壁等の色・柄の違い、多少のキズや汚れ等がある場合があります。

市営住宅入居募集における確認事項

1. 申し込み時の留意事項について

- ・提出された全ての書類は、返却できません。
- ・申込書受領後、入居希望住宅の変更はできません。また、一度入居申し込みを行った住宅を辞退し、再度異なる住宅に申込みをすることはできません。
- ・応募書類は、受付後に審査を行います。審査の結果、応募の要件に満たない場合は受付却下となることから、後日連絡いたします。
- ・書類に不備がある場合や、追加で書類の提出が必要な場合は別途連絡いたしますので、10月24日（木）までにご提出願います。
尚、期日までに提出がない場合は、応募資格を失うこととなりますので、ご注意願います。
- ・申し込みを取り下げる場合は、10月24日（木）までにご連絡願います。

2. 抽選会について（任意参加）

- ・申込者数が募集戸数を上回る場合は、公開抽選により入居者を決定します。お申込みの際に、抽選番号を抽選カードへ記載し、お知らせします。
- ・抽選カードは、再発行することが出来ませんので大切に保存してください。ただし、火災や地震等の災害で抽選カードを紛失し、被災証明願等の証明書の提出がある場合は再発行が可能です。
- ・当選した際は、抽選カードを回収します。

3. 当選確率の引き上げについて

- ・申込者が前年度以前より連続して落選している場合、連続落選年度数が1年度増える毎に抽選玉を1個追加し、当選確率を上げます。
- ・前年度に申し込みがない場合、抽選玉は追加されません。
- ・同じ年度内で複数回申し込みがあっても、抽選玉は追加されません。

【例】

令和6年10月期申し込み

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	追加玉数
ケース1	(落選)2月期	(落選)6月期	(落選)6月期	2個
ケース2		(落選)10月期	(落選)6月期	1個
ケース3	(落選)2月期	(申し込みなし)	(申し込みなし)	0個

4. 抽選に係る優遇制度について

障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、子育て世帯等を対象とした優遇制度を実施しております。
対象となる世帯について、抽選玉を追加いたしますので、別紙「抽選に係る優遇制度について」をご覧ください。

5. 市税滞納調査について

- ・抽選会后、当選者及び補欠の方について、市税の滞納調査を実施します。
 - ・調査の結果、市税に滞納があった方には、書面にて通知します。滞納がある場合、11月15日（金）までに滞納金額全額を納入し、領収書等納付がわかるものを市営住宅課に提示してください。
尚、提示しない場合や納付期限を過ぎて納付した場合、入居資格を失いますので、ご注意ください。
 - ・市税の納付状況を確認したい場合や疑義がある場合は、債権管理課へお問い合わせ願います。
- 【調査対象となる市税】
市・道民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税

6. 当選後の流れ

- ・11月1日（金）まで当選住宅の鍵を貸し出しいたしますので、部屋を確認し入居の有無を決定してください。
- ・部屋を確認し辞退される場合は、補欠者へ連絡する必要があることから、早急に辞退届を提出してください。また、抽選カードも回収いたします。
- ・当選を辞退した場合、入居資格である「現に住宅にお困りの方」ではないと判断し、次の入居募集時のお申し込みは受け付けません。
- ・当選者（補欠含む）及び同居者について「5. 市税滞納調査」を行います。
- ・11月15日（金）までに敷金（家賃2ヵ月分）をお支払いください。
- ・11月15日（金）までに所定の書類を提出してください。期限を過ぎると、申し込み却下となる場合がございます。
尚、所定の書類については、当選後別途ご案内いたします。
- ・入居決定者は入居許可日（令和6年12月1日）より10日以内に入居しなければなりません。尚、住宅使用料は入居許可日より発生します。

令和6年10月期 恵庭市営住宅入居者募集のお知らせ (住み替え希望者用)

1. 申し込みについて

(1) 受付日時

令和6年10月11日(金)～10月18日(金) ※土日祝日を除く

受付時間 9:00～17:15 ※事前に申し出があった場合は19:00まで可

(2) 受付場所

〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市役所第2庁舎3階

恵庭市建設部市営住宅課 窓口

(3) 問い合わせ先

恵庭市建設部市営住宅課

TEL 0123-33-3131(内線2541-2543)

(4) 申し込み資格

現在恵庭市営住宅に居住されている方のうち、加齢及び病気等により日常生活に身体の機能上制限を受け移動等に配慮した住宅を希望する方で、入居者又は同居者が次のいずれかに該当する世帯

- ・身体障害者手帳3級以上の者

- (下肢、体幹、乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能))

- ・医師の診断により、階段昇降が生活に支障があることを記載した診断書がある者

なお、次のいずれかに該当する方については対象外となります。

- ・移転対象者(柏陽団地、寿第二・第三団地、若草団地入居者)

- ・エレベーター付住宅入居者(恵央団地、寿第一団地3号棟入居者)

- ・1階に入居している者(車いす等によりバリアフリー化住宅であることが必要不可欠である方を除く)

(5) 申し込みに必要なもの

- ・身体障害者手帳(該当する方のみ)

- ・階段昇降が生活に支障があることを記載した医師の診断書
(該当する身体障害者手帳を所持していない場合)

(6) 留意事項

- ・入居申込書に記載のない方は、同居できません。

- ・申込内容に偽りがあることが判明した場合は、失格となる場合があります。

2. 抽選会について

応募多数となった部屋については、抽選により入居者を決定します。

(1) 抽選日時

令和6年10月31日(木)10:00～(任意参加)

(2) 抽選会場

恵庭市役所第2庁舎2階 大会議室

(3) 抽選結果

当選された方へのみ、抽選会当日の正午頃までに個別にご連絡いたします。

落選された方への個別連絡はいたしませんので、予めご了承ください。

また、当選番号を市営住宅課窓口及び市ホームページへも掲載いたします。

3. 募集する住宅について

入居可能日:令和6年12月1日(日)

【住み替え専用住宅】

番号	団地名	形式	単身 入居	建物 階層	エレ ベータ	家賃(円)	建設 年度
9	恵 央 団 地 4号棟201号	2LDK	不可	5階建 2階	○	21,600～42,400	H20
10	恵 央 団 地 4号棟405号	3LDK	不可	5階建 4階	○	25,600～50,200	H20

【注意】

・恵央団地4号棟の住宅はいずれもオール電化住宅です。

4. 購入及びリース契約について

【恵央団地】

購 入:照明器具、IHコンロ、カーテンレール、カーテン等

リース:無し

5. その他基本事項

(1) 敷金について

住み替えされる方は、現在納入されている敷金と新たな住宅の敷金との差額を清算いたします。

(2) ペットの飼育について

他の入居者の迷惑となることから、犬・猫等ペットの飼育はできません。飼育が発覚した場合は、迷惑行為とみなし、退去いただく場合があります。

(3) 住宅修繕について

募集住宅は新築住宅ではありません。生活に支障をきたさない程度の修繕内容となっており、壁等の色・柄の違い、多少のキズや汚れ等があります。

(4) 共益費について

家賃のほか、別途共益費(階段や廊下の共用部電気代、蛍光灯代等)が徴収されます。また、敷地内の草刈及び除雪代を徴収している団地もあります。

恵央団地4号棟の共益費は、月2,300円です。(変更となる場合があります)

市営住宅入居募集における確認事項

1. 申し込み時の留意事項について

- ・提出された全ての書類は、返却できません。
- ・申込書受領後、入居希望住宅の変更はできません。また、一度入居申し込みを行った住宅を辞退し、再度異なる住宅に申込みをすることはできません。
- ・応募書類は、受付後に審査を行います。審査の結果、応募の要件に満たない場合は受付却下となることから、後日連絡いたします。
- ・書類に不備がある場合や、追加で書類の提出が必要な場合は別途連絡いたしますので、10月28日（月）までにご提出願います。
尚、期日までに提出がない場合は、応募資格を失うこととなりますので、ご注意願います。
- ・申し込みを取り下げる場合は、10月28日（月）までにご連絡願います。

2. 抽選会について（任意参加）

- ・申込者数が募集戸数を上回る場合は、公開抽選により入居者を決定します。お申込みの際に、抽選番号を抽選カードへ記載し、お知らせします。
- ・抽選カードは、再発行することが出来ませんので大切に保存してください。ただし、火災や地震等の災害で抽選カードを紛失し、り災証明願等の証明書の提出がある場合は再発行が可能です。
- ・当選した際は、抽選カードを回収します。

3. 抽選に係る優遇制度について

障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、子育て世帯等を対象とした優遇制度を実施しております。

対象となる世帯について、抽選玉を追加いたしますので、別紙「抽選に係る優遇制度について」をご覧ください。

4. 市税滞納調査について

- ・抽選会后、当選者及び補欠の方について、市税の滞納調査を実施します。
- ・調査の結果、市税に滞納があった方には、書面にて通知します。滞納がある場合、11月15日（金）までに滞納金額全額を納入し、領収書等納付がわかるものを市営住宅課に提示してください。
尚、提示しない場合や納付期限を過ぎて納付した場合、入居資格を失いますので、ご注意ください。
- ・市税の納付状況を確認したい場合や疑義がある場合は、債権管理課へお問い合わせ願います。

【調査対象となる市税】

市・道民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税

5. 当選後の流れ

- ・11月1日（金）まで当選住宅の鍵を貸し出いたしますので、部屋を確認し入居の有無を決定してください。
- ・部屋を確認し辞退される場合は、補欠者へ連絡する必要があることから、早急に辞退届を提出してください。また、抽選カードも回収いたします。
- ・当選を辞退した場合、「移動等に配慮した住宅を必要とする方」ではないと判断し、次の入居募集・住み替え募集時のお申し込みは受け付けません。
- ・当選者（補欠含む）及び同居者について「4. 市税滞納調査」を行います。
- ・現在お預かりしている敷金よりも当選した住戸の敷金が高額である場合は、差額分を11月15日（金）までにお支払いください。
- ・11月15日（金）までに所定の書類を提出してください。期限を過ぎると、申し込み却下となる場合がございます。
尚、所定の書類については、当選後別途ご案内いたします。
- ・入居決定者は入居許可日（令和6年12月1日）より10日以内に入居しなければなりません。尚、住宅使用料は入居許可日より発生します。
- ・当選後、申し込み内容等に以下の変更があった場合は当選を取り消す場合があります。
 - （1）入居者人数の増減により、適する間取り世帯数とならなくなった場合
 - （2）日常生活に身体機能上の制限を受ける者が転出した場合
 - （3）住宅等使用料等が未納となっている場合
 - （4）迷惑行為等により、共同生活を営むことができないと判断された場合